

事 務 連 絡  
平成23年12月15日

岩手県  
宮城県 各縣市 男女共同参画主管課 御中  
福島県  
仙台市

東日本大震災復興対策本部事務局  
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)  
内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室  
内閣府男女共同参画局

### 復興の過程における多様な視点の反映について

東日本大震災により被災された皆様に、心から深くお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災に伴う対応について厚く御礼を申し上げます。

さて、貴県及び管下市区町村におかれましては、それぞれに策定された震災からの復興基本方針や復興計画等に基づく施策の推進に大変なご尽力をいただいていることと存じます。

政府においては、復興の過程で、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な視点を反映した取組を進めていただくことが重要であることから、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）にも、その「基本的考え方」に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」との記述を盛り込んでおります。また、この「基本的考え方」を踏まえ、まちづくりにおける女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映されやすい環境整備、女性や高齢者等の雇用機会の確保といった復興の様々な場面における具体的な施策を記述しております。

復興に向けた取組は、各地方公共団体が被災状況や地域の実情等に応じて行うものでありますが、貴県におかれましてはできる限り上記基本方針の趣旨に御配慮いただきますとともに、管下市区町村にもこの旨周知いただきますようよろしくお願いいたします。このことについて、政府においてもできる限り御協力をしていきたいと考えておりますので、情報提供・共有や御相談等が必要な場合は下記照会先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、この依頼文については、これと同趣旨の文書を、防災、青少年、高齢者、障害者を担当されている部署へも併せて送付しておりますので、念のため申し添えます。

(本件照会先)

【女性の参画に関すること】

東日本大震災復興対策本部事務局男女共同参画班  
内閣府男女共同参画局総務課

【青少年、高齢者及び障害者の参画に関すること】

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付総括担当

東日本大震災復興対策本部事務局：03-5545-7480  
内閣府(代表)：03-5253-2111